

＜「ジャイアンツでんき・ガス 優勝キャンペーン」 サービス規約＞

「ジャイアンツでんき・ガス 優勝キャンペーン（以下、「本 CP」という。）」サービス規約（以下、「本サービス規約」という。）は、株式会社ファミリーネット・ジャパン（以下、「当社」という。）が定める「コミュニティでんき・ガス ガス需給約款（以下、「本約款」という。）」の一部を割引する条件等の取り扱いを定めたものです。

1. 適用対象および適用条件

○当社が実施する「本 CP は、本サービス規約を十分に理解し、同意していることを前提にお申しいただいたものといたします。

○本 CP は、ジャイアンツでんき・ガスのホームページ (<https://commuden.jp/giants/lp/>) にキャンペーンの告知をした時から 2020 年 11 月 9 日まで(郵送による申し込みの場合、本キャンペーン実施開始日のジャイアンツ優勝が決定した翌日から終了日である 2020 年 11 月 9 日までの消印有効) の間に、当社に新たにガス需給契約のお申し込みをされ、且つ、2021 年 1 月 31 日までに当社にて供給が開始となったお客さまを対象（以下「対象者」といいます）といたします。

○本 CP 期間内にガス需給契約の申し込みを行った場合であっても、ガス需給契約に必要な情報をご提供いただかず、ガス供給手続きに支障がある場合、本 CP を適用できない場合がありますので、予めご了承ください。

○本 CP 期間外にガス需給契約の申し込みを行い、同一の需要場所のガス需給契約を本 CP 期間中に再申し込んだ場合は本 CP 適用外となります。

2. 本 CP 内容および概要

○本 CP では、「1」に記載の適用対象・適用条件を満たすお客さまの初回請求月の請求額から 1 ヶ月分の基本料金相当額を割引するもので、供給開始日から起算し 1 回目の検針日までの使用量を基に算出した基本料金相当額を差し引き、ガス料金を請求いたします。

○基本料金相当額は、1 ヶ月間のガス使用量によって異なります。

○差し引く基本料金相当額がガス料金を超過する場合は、本 CP に基づく割引が適用される月のガス料金は 0 円といたします。

○供給開始日から 1 回目の検針日までにガス需給契約を解約した場合、キャンペーンによる割引は適用となりません。

○本 CP の適用は、一契約につき一度限りとします。

3. 本 CP の実施の変更・中断・中止・終了

○当社は、当社が必要と判断した場合には、本サービス規約を変更でき、本 CP の実施の一部または全てを事前に通知することなく変更・中断・中止・終了することができるものとし

ます。なお、変更・中断・中止・終了により応募者に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

○本 CP および本規約の変更・中断・中止・終了の効力は、当社が当該事実または変更後の本サービス規約をお客さまへ通知した時点で全ての対象者に生じるものとします。

○本 CP に関して、対象者は当社の運営方法に従い、一切異議を申し立てないものとします。

4. 精算金

○対象者が、契約開始から 12 ヶ月以内にガス需給契約を解約した場合、当社は、原則として、割引した基本料金相当額を精算いたします。

5. その他注意事項

○本 CP の期間中または終了後に、本 CP と同様または類似のキャンペーン等の施策を行う可能性があります。

以上